様式第２号（第８条関係）

誓　約　書

東 京 都 知 事　　殿

　私は、ボランティア休暇制度整備助成金交付要綱第８条の規定に基づく奨励金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

□　支給申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。

□　労働関係法令を遵守していることを誓約します。

□　従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。

□　固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。

□　法定労働時間を超えて従業員を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していることを誓約します。

□　平成３１年４月以降、労働基準法第３６条第６項第２号（月100時間未満）及び第３号（複数月平均80時間以内）に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないことを誓約します。

□　支給申請日の前日を起点として過去１年間に年720時間を超える時間外労働を行っている従業員がいないことを誓約します。

　 ＊　改正労働基準法では、時間外労働の原則は年360時間です。

□　労働基準法第３９条第７項（年次有給休暇について年５日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。

□　厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

＊　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。

□　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４条）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

□　本助成金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

　　年　　月　　日

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。助成金支給後に発覚した場合は助成金を返還します。

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞